

TOPIC 1 | 改正木促法が成立 民間建築含め木材利用促進

「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用促進に関する法律」が成立した。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下、木促法)」が施行されてから10年が経つのを契機に、法改正したものの。

今回の法改正では、新たに「脱炭素社会の実現」という大義を設定し、法律の題名を改正。また、林業・木材産業の事業者に対し、建築用木材などの適切かつ安定的な供給に努めるよう努力義務を規定した。さらに、10月を「木材利用促進月間」、10月8日を「木材利用促進の日」と定めた。2021年10月1日施行となる。

建築物における木材利用の促進に関する施策も拡充する。同法による木材利用の基本方針、都道府県や市町村が

定める基本方針の対象範囲を、現状の公共建築物から建築物一般に拡大し、広く民間建築も含めて木材利用を促進。木造建築物の設計・施工に係る先進的技術や強度などに優れた建築用木材の製造技術の開発・普及を図る。

また、国・地方公共団体と事業者などによる建築物における木材利用促進のための「建築物木材利用促進協定」制度を創設。国・地方公共団体は、協定を締結した事業者などへ必要な支援を行う。

さらに、農林水産省内に特別機関として「木材利用促進本部」(本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣など)を設置し、建築物の木材利用に関する基本方針を策定し、関連する施策を実施、推進する。

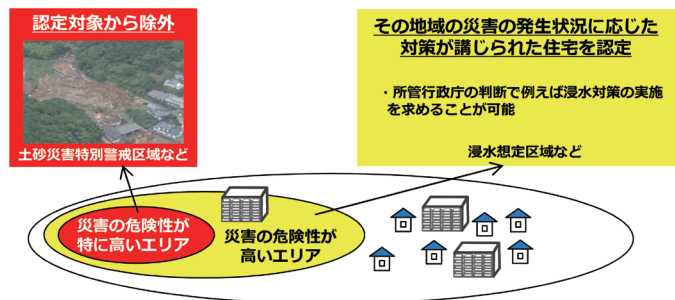
TOPIC 2 | 国交省 長期優良住宅の災害配慮基準の方向性示す

国土交通省は「長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会」を立ち上げ、改正長期優良住宅法で創設された長期優良住宅認定での「災害配慮基準」の方向性を示した。

配慮方法については基本方針を示し、3つのイメージを挙げた。一つ目は土砂災害特別警戒区域など自然災害のリスクが特に高い区域については認定を行わないことを基本とするとした。二つ目は災害危険区域や津波災害特別警戒区域などのエリアへの対応だ。所管行政庁の判断で、建築制限の内容を、認定除外も含めて強化することができることを盛り込んだ。

三つ目は浸水想定区域などへの対応だ。こうした区域については、地域の実情を踏まえ、所管行政庁が長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置を定めることができるとした。土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域のほか、浸水ハザードマップで一定以上の災害リスクがある区域なども想定されている。

災害の危険性に応じた対応のイメージ



長期優良住宅では「長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置」が事業者に求められるが、同省は技術的助言イメージとして、土砂災害警戒区域に建築される場合は、「住宅の基礎及び主要構造部は鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とする」ことを挙げた。洪水浸水想定区域に建築される場合は、「地盤面の高さを想定浸水深以上とすること、共同住宅の受変電設備を一定の高さ以上に設けること」などを例として示した。